

理工系分野への進路選択促進業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する「理工系分野への進路選択促進業務委託」を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

理工系分野への進路選択促進業務委託

2 事業の目的

進路選択段階にある女子中学・高校生等を対象に、女性技術者等との交流や企業訪問の機会を提供することにより、技術開発の魅力や県内の身近な理工系企業等の活動について理解を促進し、もって理工系分野への進路選択を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年2月28日まで

4 業務内容

（1）女子中学・高校生等とロールモデルとの交流会（3回程度）

- ・研究・技術開発で活躍するトップリーダー（1名）による講演及び県内企業の女性技術者や大学の女性研究者（3～4名程度）による講演を実施する。また、トップリーダー及び女性技術者（研究者）を交えた女子中学・高校生等のグループ別交流会を実施する。
- ・トップリーダーは乙の提案により、甲と協議の上決定する。なお、謝金は10万円程度とし、委託料に含むものとする。
- ・女性技術者（研究者）は乙の提案により、甲と協議の上決定する。なお、謝金は1万円程度とし、委託料に含むものとする。
- ・参加者は、女子中学・高校生、保護者及び教員とし、各回30～40名程度とする。
- ・開催日時は、長期休業期間（原則として7月～8月）とする。
- ・開催場所は、県内3か所程度とし、乙の提案により甲と協議の上決定する。なお、開催市町と協議が必要な場合は、当該協議は甲が行う。
- ・対面での開催を原則とするが、やむを得ない理由がある場合は、甲と協議の上、オンライン開催を可能とする。
- ・乙は、参加者募集のためにチラシを作成し、県内の中学校及び高校に配布する。なお、配布先については、甲と乙が協議の上決定するものとし、郵送及び電子メールにより送付する。
- ・参加者募集案内の送付について、高校については甲が行うものとする。
- ・乙は、参加者の募集及びとりまとめ、講師との連絡調整、周知チラシ及び当日資料の作成・配

布、当日の運営、実施後アンケートの実施、集計等を行う。

(2) 企業訪問（3社程度）

- ・企業における研究・技術開発活動等の見学、女性技術者等との交流会を実施する。
- ・参加者は、理工系分野への進路を希望する女子中学・高校生及びその保護者とする。
- ・訪問企業の選定は、乙の提案に基づき、甲と協議の上決定する。なお、受入れ企業への協力金として5万円程度を支払うものとし、委託料に含むものとする。
- ・参加人数及び実施時期は受入れ企業との調整による。
- ・乙は、参加者募集のためにチラシを作成し、県内の中学校及び高校に配布する。なお、配布先については、甲と乙が協議の上決定するものとし、郵送及び電子メールにより送付する。
- ・参加者募集案内の送付について、高校については甲が行うものとする。
- ・乙は、参加者の募集及びとりまとめ、企業との連絡調整、周知チラシ及び当日資料の作成・配布、当日の運営、実施後アンケートの実施、集計等を行う。

5 その他

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) 成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書及びアンケート結果報告書を含むものとする。

(5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(6) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(7) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 11（2029）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。